

公益社団法人 所沢青年会議所
役員選任に関する規定

第 1 章 総 則

第 1 条 本規定は本会議所定款第 23 条により本会議所の役員選任に関することを定めるものである。

第 2 条 役員選任に関する事務を管理するため役員選任管理委員会(以下選管委員会と略称)を置く。

第 2 章 役員選任管理委員会(選管委員会)

第 3 条

(1)選管委員会の定員は 8 名以上とし毎年 6 月 15 日までに理事会の承認を得て理事長が正会員より指名する。選管委員会に欠員が生じた場合には直ちに理事会の承認を得て理事長が正会員の中から補充する。

(2)選管委員会の委員は次の基準に基づくものとする。

A.前年度及び当年度理事の中から 3 名、但し被選挙権を有する者を除く。

B.前号以外の正会員の中から 3 名。

C.上記の規定にかかわらず理事長及び理事長経験者及び総務委員長または事務局担当者は管理委員となる。

第 4 条 選管委員長は直前理事長がこれにあたる。委員長は委員会の会務を総理し委員会を代表する。選管委員会はあらかじめ委員の中から委員長事故ある場合に委員長を代理をするものを定めておかなければならない。

第 5 条 選管委員会の任期は 8 月末日までとし任期終了までに選挙事務処理が終らない場合にはその事務処理完了まで任期延長することができる。但しこの場合理事会の承認を必要とする。

第 3 章 通知及び公示

第 6 条 役員を選任に関する通知はすべて選管委員長の名を以て文章により会員に通知し事務所に公示する。

第 4 章 選挙権又は被選挙権

第 7 条 正会員(役員選任の総会を開催する月以降入会した者及び休会中のものを除く)は選挙権を有する。

第 8 条 下記条項に該当する者は理事長の被選挙権を有しない。

(1)入会后 2 年に満たない者

(2)次年度に於いて正会員の資格なき者

(3)当該年度を含め副理事長、専務理事、室長の経験のない者

第 5 章 理事長候補者

第 9 条 被選挙権を有する会員にして立候補を希望する者は 6 月 16 日～ 6 月 25 日の正午までに次の書類を選管委員会に提出しなければならない。

(1)候補者の氏名、履歴書及び青年会議所における経歴書

(2)立候補の所信表明(400 字詰原稿用紙 5 枚程度)

第 10 条 選管委員会が候補者の資格を審査した結果資格が正しければ直ちに前条第(1)項

(2)項の書類を添えて理事長に報告し 7 月 5 日までに全員に通知しなければならない。

第 11 条 第 9 条に規定された 6 月 25 日の正午までに候補者の届出がないときは選管委員会が 1 名以上の候補者を 6 月 30 日までに推薦する。推薦に際して各委員の間に意見の対立がある場合は投票によって決し、可否同数の場合は委員長がこれを決定する。以上の手続を経て推薦された者は次の場合を除きこれを拒否することができない。

(1)突然の災禍を住宅もしくは事業が被りその復興のため休会せねばならない事情にあるとき。

(2)負傷、病気その他特別の事情があり他の正会員 10 名以上が理事長就任の困難である立場を認め選管委員会に文章で連名陳情したとき。選管委員会は前 2 号の拒否理由を正当と認めた場合には他の候補者を再推薦しなければならない。

第 12 条 選管委員会の推薦を得た候補者は 7 月 5 日までに第 9 条に定めた書類を添えて選管委員会に届出なければならない。この場合は選管委員会は 7 月 10 日までに通知する。被推薦人は総会において所信を表明し承認を受けなければならない。

第 6 章 理事長の選挙

第 13 条 理事長選挙の投票は総会に於いて選管委員会の所定用紙を用いて行なう。

第 14 条 正会員の他の正会員を代理人として投票を行なうことができる。前項の代理人はその代理権を証する所定の書類に投票を行なう前に選管委員会に提出しなければならない。

第 15 条 最高得票者が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と決戦投票を行なう。

第 16 条 理事長の候補者が 1 名の場合は信任投票を行なわなければならない。信任投票が有効投票数の 2 分の 1 に達しない場合は再選挙を行なう。

第 7 章 理事、監事の選任

第 17 条 理事長当選者は正会員の中より理事を総会の承認を得て指名する。

第 18 条 監事選挙投票は選管委員会所定の用紙を用い監事 3 名連記にて選出する。

第 19 条 投票は第 18 条により定められた数より多く記名されたものは総て無効票とする。

第 20 条 同点当選者のある場合は JC 入会年月日の早い者より当選して決戦投票は行な

わない。

第 21 条 本規定第 18 条によって選出される次年度の監事は当該年度の役員選任の総会を開催する前月末日現在において正会員たることを要する。

但し、下記に掲げるものは、被選挙人となり得ない。

(1)次年度に於いて正会員の資格なきもの。

(2)理事の経験なきもの。

第 8 章 立 合 人

第 22 条 投票及び開票に際して 2 名以上の立会人は選管委員会に於いて正会員又は特別会員の中より指名する。

第 9 章 有権会員名簿

第 23 条 選管委員会は役員選任の総会を開催する前月末日に於ける当該年度の有権会員名簿を役員選任の総会を開催する月の理事会までに作成し、理事会に於いて承認を得て会員の閲覧を供するものとする。

第 10 章 役員当選者

第 24 条 役員当選者が確定した時は選管委員長は直ちにその旨当選人指名を総会に報告しなければならない。

第 11 章 雑 則

第 25 条 この規定に定めるもの以外役員選任に関して必要な事項は理事会に於いてこれを定める。

附 則

本規定は昭和 54 年 12 月 10 日より施行する。

平成 2 年 6 月 5 日改正

(第 2 章第 3 条(2)A 変更)

(第 4 章第 8 条(3)変更)

(第 4 章第 8 条(3)変更)

平成 6 年 5 月 7 日改正

(第 2 章第 3 条(1)変更)

(第 5 章第 9 条変更)

(第 5 章第 10 条変更)

(第 5 章第 11 条变更)

(第 5 章第 12 条变更)

(第 5 章第 23 条变更)

平成 14 年 6 月 3 日改正

(第 2 章第 3 条(1)变更)

(第 4 章第 7 条变更)

(第 5 章第 10 条变更)

(第 5 章第 11 条变更)

(第 5 章第 12 条变更)

(第 7 章第 21 条变更)

(第 9 章第 23 条变更)

令和 5 年 11 月 24 日改正

(第 2 章第 3 条(2) C.变更)